

マネージドペイメントカード（Managed Payment Card）特約

第1条 マネージドペイメントカード

1. マネージドペイメントカード（以下「本カード」といいます）とは、スルガ銀行株式会社（以下「当行」といいます）の普通預金のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます）と、スルガカード株式会社（以下「当社」といいます）のクレジットカードとしての機能（「スルガカード会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいいます。

2. 「普通預金規定」「キャッシュカード規定」「スルガカード会員規約」および「マネージドペイメントカード特約」（以下「本特約」といいます）を承認のうえ、当行および当社（以下「両社」といいます）に、マネージドペイメントカードの利用を申し込み、両社が認めた者（以下「利用者」といいます）に対し、両社は「キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」といいます）および「スルガカード会員規約」により発行されるクレジットカード（以下「スルガVISAカード」といいます）に代えて本カードを発行し貸与するものとします。

3. クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます）は、本カードの普通預金口座とするものとします。

第2条 本カードの所有権

1. 本カードの所有権は、両社に帰属するものとします。
2. 利用者は、本カードを、他人に譲渡、質入れしてはならず、また他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

第3条 本カードの発行

本カードの発行は、両社、あるいは両社が指定する第三者に委託して行うものとします。

第4条 有効期限

1. 本カードの有効期限は、両社が指定するものとし、カード上に表示した月の月末までとします。
2. 両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない利用者で、かつ両社が引き続き利用者として認める場合、有効期限を更新した新たなカードを発行します。
3. 本カードのキャッシュカード機能は、利用者が更新カードを利用した時点または、両社が更新カードを発行することを認めた日より2か月経過した日以降の当行所定の日に失効するものとします。

第5条 利用方法

本カードによるクレジットカードショッピングの利用方法は、「スルガカード会員規約」第31条第1項②（いつでもリボ）とします。ただし、本会員が所定の方法により申し出た時、または当社が適当と認める時は、スルガカード会員規約に定めるその他の利用方法に変更できるものとします。

第6条 紛失・盗難等

1. 利用者は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失等」といいます）にあった場合には、直ちにその旨を両社に通知し、最寄りの警察署に届け出を行うものとします。
2. 紛失等の通知を両社のいずれかが受けた場合には、速やかにキャッシュカード機能およびクレジットカード機能の両方を停止するものとします。
3. 利用者は、本カードが紛失等にあった場合には、第1項の通知の他、当行に所定の書面により届け出を行うものとします。この届け出前に生じたキャッシュカード機能における損害については、当行は責任を負わないものとします。

4. 本カードの紛失等により生じた損害の処理について、キャッシュカード機能においては利用者と当行の間で「キャッシュカード規定」が適用され、クレジットカード機能においては利用者と当社の間で「スルガカード会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

第7条 届け出事項の変更

1. 住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届け出を行うものとします。利用者が届け出た変更事項は、当行から当社に連絡し、これをもって「スルガカード会員規約」に定める届け出があったものとします。

2. 前項のうち氏名に変更があった場合、本カードをあわせて当行に提出するものとします。なお、新カードが交付されるまでの間、利用者は本カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第8条 本カードの機能分離等

1. 利用者は、本カードについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申し込みまたは届け出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって「スルガカード会員規約」に定める申し込みまたは届け出があったものとします。

①本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード（普通預金）等キャッシュカード機能が利用できる当行所定のカードとスルガVISAカードの発行を希望する場合

②本カードのキャッシュカード機能の利用を取りやめ、スルガVISAカードの発行を希望する場合

③決済口座または、当社とのスルガVISAカード会員契約を解約する場合

2. 前項の場合に、当該カードを当行に提出するものとします。なお、新たに当行所定のカードまたはスルガVISAカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能等およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。

第9条 種別変更等

本カードのクレジットカード機能についてはカード種別の変更はできません。

第10条 クレジットカード機能の一時停止等

1. 利用者が本特約または「スルガカード会員規約」に違反もしくは違反するおそれがある場合には、当社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

2. 当社が前項によりクレジットカード機能の一時停止を行った場合および「スルガカード会員規約」に定める会員資格の取消しを行った場合（以下一時停止等といいます）には、同時にキャッシュカード機能は利用できなくなるものとし、当行は、キャッシュカード（普通預金）等当行所定のカードを発行し貸与するものとします。

3. 一時停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能等を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。

4. 一時停止等の場合には、両社は利用者に事前の通知・催告等を行うことなく、当行もしくは当社指定の現金自動預入支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。利用者は当行または当社からカード回収の要求があった時には、異議なくこれに応じるものとします。

第11条 再発行手数料

1. 本カードまたは、第8条第2項に定める「当行所定のカードまたはスルガVISAカード」の再発行を申し込む時は、当行に所定の書面を提出してください。利用者が提出した書面全部または一部については、当行から当社に送付しこれをもって「スルガカード会員規約」に定める届け出があったものとします。

2. 両社が、前項に定めるカードの再発行に応じるときは、両社所定の手続きをした後に再発行します。
3. 第1項に定めるカードが再発行される場合には、利用者は、両社所定の手数料を支払うものとします。

第12条 情報の管理および同意

1. 利用者は、両社がその相手方に対して、または当行もしくは当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カードの取扱いに必要な範囲において預金口座番号、スルガVISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて予め同意するものとします。
2. 利用者は、両社の間において利用者に関する属性、信用状況の照会または、情報の提供もしくは交換が行われることについて予め同意するものとします。

第13条 規定の準用

本特約に特段の定めのない場合は、本カードのキャッシュカード機能については「普通預金規定」「キャッシュカード規定」を、クレジットカード機能については、「スルガカード会員規約」を準用するものとします。

(2016年5月改定)